

中国における経営環境最適化条例 (日中対訳) (仮訳)

(2019年10月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所

本資料は、北京市大地法律事務所のご厚意により、ジェトロが同事務所から許諾を得てウェブサイトに掲載しています。本資料は仮訳であり、ビジネスで活用される場合には、必ず中国政府が発表した原文を確認いただくようお願いします。原文は中華人民共和国中央人民政府のウェブサイト

(http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-10/23/content_5443963.htm) でご覧いただけます。

なお、中国語の条例名は『优化营商环境条例』となります。日本語では『経営環境最適化条例』の他、『ビジネス環境改善条例』などと訳される場合もあります。

中华人民共和国国务院令
第 722 号

《优化营商环境条例》已经 2019 年 10 月 8 日国务院第 66 次常务会议通过，现予公布，自 2020 年 1 月 1 日起施行。

总 理 李克强
2019 年 10 月 22 日

优化营商环境条例

第一章 总 则

第一条 为了持续优化营商环境，不断解放和发展社会生产力，加快建设现代化经济体系，推动高质量发展，制定本条例。

第二条 本条例所称营商环境，是指企业等市场主体在市场经济活动中所涉及的体制机制性因素和条件。

第三条 国家持续深化简政放权、放管结合、优化服务改革，最大限度减少政府对市场资源的直接配置，最大限度减少政府对市场活动的直接干预，加强和规范事中事后监管，着力提升政务服务能力和水平，切实降低制度性交易成本，更大激发市场活力和社会创造力，增强发展动力。

各级人民政府及其部门应当坚持政务公开透

中華人民共和国国务院令
第 722 号

『経営環境最適化条例』は、2019 年 10 月 8 日国务院第 66 回常务会议で可決された。ここに公布を行い、2020 年 1 月 1 日より施行する。

李克強 総 理
2019 年 10 月 22 日

經營環境最適化条例

第一章 総 則

第 1 条 経営環境の最適化を持続させ、社会の生産力を絶えず解放・発展させ、近代的な経済体系の建設を加速させ、品質の高い発展を推進するため、本条例を制定する。

第 2 条 本条例にいう経営環境とは、企業等の市場の主体が市場において経済活動を行う中で関連してくる体制のメカニズム的な要素と条件を指す。

第 3 条 国は、引き続き行政の簡素化と権限の委譲を進め、監督と緩和を結合させ、サービス改革を最適化し、最大限政府の市場資源に対する直接的な配置を減少させ、最大限政府の市場活動に対する直接的な干渉を減少させ、実施中と実施後の監督管理を強化・制度化し、行政サービスの能力とレベル向上に力を注ぎ、確かに制度的な取引コストを低下させ、更に大くの市場活力と社会の創造力を啓発し、発展力を強化する。

各級人民政府及びその機関は、行政公開の透明

明，以公开为常态、不公开为例外，全面推进决策、执行、管理、服务、结果公开。

第四条 优化营商环境应当坚持市场化、法治化、国际化原则，以市场主体需求为导向，以深刻转变政府职能为核心，创新体制机制、强化协同联动、完善法治保障，对标国际先进水平，为各类市场主体投资兴业营造稳定、公平、透明、可预期的良好环境。

第五条 国家加快建立统一开放、竞争有序的现代市场体系，依法促进各类生产要素自由流动，保障各类市场主体公平参与市场竞争。

第六条 国家鼓励、支持、引导非公有制经济发展，激发非公有制经济活力和创造力。

国家进一步扩大对外开放，积极促进外商投资，平等对待内资企业、外商投资企业等各类市场主体。

第七条 各级人民政府应当加强对优化营商环境工作的组织领导，完善优化营商环境的政策措施，建立健全统筹推进、督促落实优化营商环境工作的相关机制，及时协调、解决优化营商环境工作中的重大问题。

县级以上人民政府有关部门应当按照职责分工，做好优化营商环境的相关工作。县级以上地方人民政府根据实际情况，可以明确优化营商环境工

性を堅持し、公開を常態とし、非公開を例外とし、全面的に決定・執行・管理・サービス・その結果の公開を推進しなければならない。

第4条 経営環境の最適化では、市場化・法治化・国際化の原則を堅持し、市場の主体のニーズを目標とし、政府機能の抜本的な転換を核心とし、体制メカニズムを刷新し、協力と連携を強化し、法治の保障を完備し、国際的な先端レベルを基準とし、各種市場の主体の投資と事業の発展のため、安定・公平・透明で、予期可能な良好な環境を運営・創造しなければならない。

第5条 国は、統一して開放された競争に秩序のある近代的な市場体系の建設を早め、法に基づいて各種生産要素の自由な流通を促進し、各種市場の主体が公平に市場競争に参加することを保障する。

第6条 国は、非公有制経済の発展を奨励・支持・リードし、非公有制経済の活力と創造力を啓発する。

国は、更に対外開放を拡大し、外国人投資家による投資を積極的に促進し、中国資本企業や外資系企業等、各種市場の主体へ平等に対応する。

第7条 各級の人民政府は、経営環境の最適化作業への指導を強化し、経営環境の最適化政策措置を完備し、整備された統一手配での推進を確立し、経営環境の最適化作業に関するメカニズムの着実な遂行を督促し、経営環境の最適化作業での重大な問題に対して適時協調し、解決しなければならない。

県級以上の人民政府の関係機関は、職責の分掌に基づき、経営環境の最適化に関する作業を着実に進めなければならない。県級以上の地方人民政

作的主管部门。

国家鼓励和支持各地区、各部门结合实际情况，在法治框架内积极探索原创性、差异化的优化营商环境具体措施；对探索中出现失误或者偏差，符合规定条件的，可以予以免责或者减轻责任。

第八条 国家建立和完善以市场主体和社会公众满意度为导向的营商环境评价体系，发挥营商环境评价对优化营商环境的引领和督促作用。

开展营商环境评价，不得影响各地区、各部门正常工作，不得影响市场主体正常生产经营活动或者增加市场主体负担。

任何单位不得利用营商环境评价谋取利益。

第九条 市场主体应当遵守法律法规，恪守社会公德和商业道德，诚实守信、公平竞争，履行安全、质量、劳动者权益保护、消费者权益保护等方面的法定义务，在国际经贸活动中遵循国际通行规则。

第二章 市场主体保护

第十条 国家坚持权利平等、机会平等、规则平等，保障各种所有制经济平等受到法律保护。

第十一条 市场主体依法享有经营自主权。对依法应当由市场主体自主决策的各类事项，任何单位和个人不得干预。

府は、実情に基づき、経営環境の最適化作業の所管機関を明確化することができる。

国は、各地域・各機関が、実情を踏まえ、法治の枠組み内で積極的にオリジナルで差別化された経営環境の最適化にかかる具体的な措置を採求することを奨励・支持する。採求途上でミスや手違いが起きたものの、規定の条件に合致する場合、責任を免除するか軽減することができる。

第8条 国は、市場の主体と社会大衆が満足することを目標とした経営環境の評価体系を確立・整備し、経営環境の評価が経営環境の最適化を率先し、督促の役割を発揮するようにする。

経営環境評価の展開は、各地域・各機関の正常な作業に影響を及ぼしてはならず、市場の主体の正常な生産経営活動に影響を及ぼしてはならず、市場の主体の負担を加重してはならない。

如何なる事業者も経営環境の評価を利用して利益を謀ってはならない。

第9条 市場の主体は、法令を遵守し、社会の公德と商業道德・信義則・公平な競争・安全の履行・品質・労働者の權益保護・消費者の權益保護等の面の法定の義務を厳格に守り、国際経済・貿易活動において国際的に通用している規則を遵守しなければならない。

第二章 市場の主体の保護

第10条 国は、権利の平等・機会の平等・規則の平等を堅持し、各種所有制経済が平等に法律の保護を受けることを保障する。

第11条 市場の主体は、法に基づいて経営の自主権を享受する。法に基づいて市場の主体が自主的に決定すべき各種事項に対し、如何なる事業者と

個人も干渉してはならない。

第十二条 国家保障各类市场主体依法平等使用资金、技术、人力资源、土地使用权及其他自然资源等各类生产要素和公共服务资源。

各类市场主体依法平等适用国家支持发展的政策。政府及其有关部门在政府资金安排、土地供应、税费减免、资质许可、标准制定、项目申报、职称评定、人力资源政策等方面，应当依法平等对待各类市场主体，不得制定或者实施歧视性政策措施。

第十三条 招标投标和政府采购应当公开透明、公平公正，依法平等对待各类所有制和不同地区的市场主体，不得以不合理条件或者产品产地来源等进行限制或者排斥。

政府有关部门应当加强招标投标和政府采购监管，依法纠正和查处违法违规行为。

第十四条 国家依法保护市场主体的财产权和其他合法权益，保护企业经营者人身和财产安全。

严禁违反法定权限、条件、程序对市场主体的财产和企业经营者个人财产实施查封、冻结和扣押等行政强制措施；依法确需实施前述行政强制措施的，应当限定在所必需的范围内。

禁止在法律、法规规定之外要求市场主体提供财力、物力或者人力的摊派行为。市场主体有权拒

第 12 条 国は、各種市場の主体が法に基づいて資金・技術・人的資源・土地所有権及びその他の自然资源等の各種生産要素並びに公共サービス資源を平等に使用することを保障する。

各種市場の主体には、法に基づいて国の発展を支持する政策が平等に適用される。政府及びその関係機関は、政府の資金の手配・土地の供給・税金や費用の減免・資格や許可・基準の制定・プロジェクトの申告・職稱の評定・人的資源政策等の面で、法に基づいて平等に各種の市場の主体に対応しなければならない、差別的な政策措置を制定したり、実施してはならない。

第 13 条 入札募集・入札と政府調達では、公開透明・公平公正・法に基づいて平等に各種所有制と異なる地域の市場の主体に対応しなければならない、不合理な条件または製品の原産地の出所等により制限したり排斥してはならない。

政府の関係機関は、入札募集・入札と政府調達の監督管理を強化し、法に基づいて違法・規則違反行為を糾弾し、調査により処分しなければならない。

第 14 条 国は、法に基づいて市場の主体の財産権とその他の適法な權益を保護し、企業の経営者の人身と財産の安全を保護する。

法定の権限・条件・プロセスに違反し、市場の主体の財産と企業の経営者個人の財産に対して封鎖・凍結・差し押さえ等の行政強制措置を実施することを厳禁する。法に基づいて前に述べた行政強制措置を実施することが確かに必要な場合、必要な範囲に限定しなければならない。

法律、法規の規定以外に市場の主体へ財力・物力・人力の提供を要求する分担行為を禁止する。

绝任何形式的摊派。

第十五条 国家建立知识产权侵权惩罚性赔偿制度，推动建立知识产权快速协同保护机制，健全知识产权纠纷多元化解机制和知识产权维权援助机制，加大对知识产权的保护力度。

国家持续深化商标注册、专利申请便利化改革，提高商标注册、专利申请审查效率。

第十六条 国家加大中小投资者权益保护力度，完善中小投资者权益保护机制，保障中小投资者的知情权、参与权，提升中小投资者维护合法权益的便利度。

第十七条 除法律、法规另有规定外，市场主体有权自主决定加入或者退出行业协会商会等社会组织，任何单位和个人不得干预。

除法律、法规另有规定外，任何单位和个人不得强制或者变相强制市场主体参加评比、达标、表彰、培训、考核、考试以及类似活动，不得借前述活动向市场主体收费或者变相收费。

第十八条 国家推动建立全国统一的市场主体维权服务平台，为市场主体提供高效、便捷的维权服务。

市場の主体は、如何なる形式の分担も拒否する権利を持つ。

第15条 国は、知的財産権の侵権に対する懲罰的な賠償制度を確立し、知的財産権の速やかな共同保護メカニズムの確立を推進し、知的財産権紛争の多元的な解決メカニズムと知的財産権の権利維持援助メカニズムを整備し、知的財産権に対する保護を強化する。

国は、引き続き商標登録・特許出願簡便化改革を推進し、商標登録・特許出願審査の効率を向上させる。

第16条 国は、中小投資者の權益保護を強化し、中小投資者の權益保護メカニズムを整備し、中小投資者の知る権利と参与権を保障し、中小投資者の適法な權益の便利さを維持し、保護力を引き上げる。

第17条 法律、法規に特段の規定がある場合を除き、市場の主体には、業界協会商会等の社会団体を加入するか脱退することを自主的に決定する権利があり、如何なる事業者や個人も干渉してはならない。

法律、法規に特段の規定がある場合を除き、如何なる事業者や個人も市場の主体を比較評定・水準達成・表彰・研修・考査・試験及び類似活動に参加することを強制したり、形を変えて強制してはならず、前に述べた活動を借りて市場の主体から費用を徴収したり、形を変えて費用を徴収してはならない。

第18条 国は、全国統一の市場の主体の権利維持サービスプラットフォームを確立することを推進し、市場の主体のために効率よく、簡便な権利維持サービスを提供する。

第三章 市场环境

第十九条 国家持续深化商事制度改革，统一企业登记业务规范，统一数据标准和平台服务接口，采用统一社会信用代码进行登记管理。

国家推进“证照分离”改革，持续精简涉企经营许可事项，依法采取直接取消审批、审批改为备案、实行告知承诺、优化审批服务等方式，对所有涉企经营许可事项进行分类管理，为企业取得营业执照后开展相关经营活动提供便利。除法律、行政法规规定的特定领域外，涉企经营许可事项不得作为企业登记的前置条件。

政府有关部门应当按照国家有关规定，简化企业从申请设立到具备一般性经营条件所需办理的手续。在国家规定的企业开办时限内，各地区应当确定并公开具体办理时间。

企业申请办理住所等相关变更登记，有关部门应当依法及时办理，不得限制。除法律、法规、规章另有规定外，企业迁移后其持有的有效许可证件不再重复办理。

第二十条 国家持续放宽市场准入，并实行全国统一的市场准入负面清单制度。市场准入负面清单以外的领域，各类市场主体均可以依法平等进入。

各地区、各部门不得另行制定市场准入性质的

第三章 市場環境

第19条 国は、引き続き商事制度改革を進め、企業登記業務の規範を統一し、データの基準とプラットフォームサービスのインターフェースを統一し、統一社会信用コードを採用して登記管理を行う。

国は、「経営許可証と営業許可証の手続の分離」を推進し改革、引き続き企業の経営許可事項を簡素化し、法に基づいて直接審査・認可を取り消し、審査・認可を届出制とし、告知誓約制度、最適化審査・認可サービス等の方式を実行し、全ての企業の経営許可事項で分類管理を行い、企業が営業許可証を取得した後で関連する経営活動を展開する上で便宜を提供する。法律、行政法規所定の特定分野のほか、企業の登記では、企業の経営許可事項を前提条件としてはならない。

政府の関係機関は、国の関係規定に基づき、企業の設立申請において一般的な経営条件に必要な手続を簡素化しなければならない。国の規定する企業の開設期限までに、各地域は具体的な手続期間を確定し、公開しなければならない。

企業が所在地等の登記変更手続を申請する場合、関係機関は法に基づいて速やかに手続しなければならない。法律、法規、規則に特段の規定のある場合を除き、企業が移転した際、その保有する有効な許可証は、重複して手続する必要はないものとする。

第20条 国は、引き続き市場参入を緩和し、全国统一の市場参入ネガティブリスト制度を実行する。市場参入ネガティブリスト以外の分野では、各種市場の主体は均しく法に基づいて平等に参入することができる。

各地域・各機関は、市場参入性質のネガティブ

负面清单。

第二十一条 政府有关部门应当加大反垄断和反不正当竞争执法力度，有效预防和制止市场经济活动中的垄断行为、不正当竞争行为以及滥用行政权力排除、限制竞争的行为，营造公平竞争的市场环境。

第二十二条 国家建立健全统一开放、竞争有序的人力资源市场体系，打破城乡、地区、行业分割和身份、性别等歧视，促进人力资源有序社会性流动和合理配置。

第二十三条 政府及其有关部门应当完善政策措施、强化创新服务，鼓励和支持市场主体拓展创新空间，持续推进产品、技术、商业模式、管理等创新，充分发挥市场主体在推动科技成果转化中的作用。

第二十四条 政府及其有关部门应当严格落实国家各项减税降费政策，及时研究解决政策落实中的具体问题，确保减税降费政策全面、及时惠及市场主体。

第二十五条 设立政府性基金、涉企行政事业性收费、涉企保证金，应当有法律、行政法规依据或者经国务院批准。对政府性基金、涉企行政事业性收费、涉企保证金以及实行政府定价的经营服务性收费，实行目录清单管理并向社会公开，目录清单之外的前述收费和保证金一律不得执行。推广以

リストを別途制定してはならない。

第21条 政府の関係機関は、独占禁止と不当競争禁止の取り締まりを強化し、市場経済活動の中における独占行為・不当競争行為及び行政権を濫用して競争を制限か排除する行為を有効に予防・制止し、公平な競争のある市場環境を運営・創造しなければならない。

第22条 国は、整備され統一的に開放された、競争の秩序のある人的資源市場体系を確立し、都市と農村・地域・業界の違いや身分、性別等の差別を打破し、人的資源の秩序のある社会への流動と合理的な配置を促進する。

第23条 政府及びその関係機関は、政策措置を整備し、イノベーションサービスを強化し、市場の主体がイノベーションの空間を開拓することを奨励・支持し、製品・技術・商業モデル・管理等のイノベーションを引き続き推進し、市場の主体が科学技術を推進した成果を転化する役割を十分に発揮しなければならない。

第24条 政府及びその関係機関は、国の各項の減税・費用軽減政策を着実に実行し、政策を着実化する上での具体的な問題を適時研究して解決を図り、減税・費用軽減政策が全面的、適時市場の主体が恩恵を得られるように保証しなければならない。

第25条 政府性基金を設立したり、企業に関連した行政事業の費用の徴収、企業に関連した保証金は、法律、行政法规の根拠があるか、国务院の認可を得なければならない。政府性基金、企業に関連した行政事業の費用の徴収、企業に関連した保証金及び政府価格設定の経営サービス費用の徴収

金融机构保函替代现金缴纳涉企保证金。

第二十六条 国家鼓励和支持金融机构加大对民营企业、中小企业的支持力度，降低民营企业、中小企业综合融资成本。

金融监督管理部门应当完善对商业银行等金融机构的监管考核和激励机制，鼓励、引导其增加对民营企业、中小企业的信贷投放，并合理增加中长期贷款和信用贷款支持，提高贷款审批效率。

商业银行等金融机构在授信中不得设置不合理条件，不得对民营企业、中小企业设置歧视性要求。商业银行等金融机构应当按照国家有关规定规范收费行为，不得违规向服务对象收取不合理费用。商业银行应当向社会公开开设企业账户的服务标准、资费标准和办理时限。

第二十七条 国家促进多层次资本市场规范健康发展，拓宽市场主体融资渠道，支持符合条件的民营企业、中小企业依法发行股票、债券以及其他融资工具，扩大直接融资规模。

第二十八条 供水、供电、供气、供热等公用企事业单位应当向社会公开服务标准、资费标准等信息，为市场主体提供安全、便捷、稳定和价格合理的服务，不得强迫市场主体接受不合理的服务条

は、目録リスト管理を実行し社会へ公開するものとし、目録リスト以外の前に述べた費用の徴収と保証金は、一律執行してはならない。金融機関の保証状により現金で企業に関連した保証金を納付することを代替することを普及させる。

第26条 国は、金融機関が民間企業や中小企業に対するサポートを強化し、民間企業や中小企業の総合的な融資コストを軽減させることを奨励し、支持する。

金融の監督管理機関は、商業銀行等の金融機関に対する監督管理の考査と奨励メカニズムを整備・奨励・誘導し、民間企業や中小企業に対する信用貸付を増加させ、合理的に長期貸付と信用貸付へのサポートを強化し、貸付審査や認可の効率を引き上げなければならない。

商業銀行等の金融機関が信用貸しをする上で不合理な条件を設置してはならず、民間企業や中小企業に対して差別的な要求を設置してはならない。商業銀行等の金融機関は、国の関係する規定により費用徴収行為を制度化し、規則に違反してサービスの対象から不合理な費用を徴収してはならない。商業銀行は、社会に企業口座のサービス基準・費用基準・手続の期限を公開しなければならない。

第27条 国は、多層的な資本市場の規則的で健全な発展を促進し、市場の主体の融資ルートを開拓し、条件に合致する民間企業や中小企業が法に基づいて株券、債券及びその他の融資ツールを発行し、直接融資の規模を拡大することを支持する。

第28条 電気・水道・ガス・暖房等の公共事業者は、社会に向けてサービス基準、費用基準等の情報を公開し、市場の主体のために安全、簡便、安定して価格が合理的なサービスを提供しなければ

件，不得以任何名义收取不合理费用。各地区应当优化报装流程，在国家规定的报装办理时限内确定并公开具体办理时间。

政府有关部门应当加强对公用企事业单位运营的监督管理。

第二十九条 行业协会商会应当依照法律、法规和章程，加强行业自律，及时反映行业诉求，为市场主体提供信息咨询、宣传培训、市场拓展、权益保护、纠纷处理等方面的服务。

国家依法严格规范行业协会商会的收费、评比、认证等行为。

第三十条 国家加强社会信用体系建设，持续推进政务诚信、商务诚信、社会诚信和司法公信建设，提高全社会诚信意识和信用水平，维护信用信息安全，严格保护商业秘密和个人隐私。

第三十一条 地方各级人民政府及其有关部门应当履行向市场主体依法作出的政策承诺以及依法订立的各类合同，不得以行政区划调整、政府换届、机构或者职能调整以及相关责任人更替等为由违约毁约。因国家利益、社会公共利益需要改变政策承诺、合同约定的，应当依照法定权限和程序进行，并依法对市场主体因此受到的损失予以补偿。

ならず、市場の主体が不合理なサービス条件を受け受することを強制してはならず、如何なる名目でも不合理な費用を徴収してはならない。各地域は、報告の流れを最適化し、国の定める手続期限迄に具体的な手続期間を確定し、公開しなければならない。

政府の関係機関は、公共事業者の運営に対する監督管理を強化しなければならない。

第 29 条 業界協会商会は、法律・法規・規約に基づき、業界の自制を強化し、適時業界の訴えを反映し、市場の主体のために情報・インフォメーション、宣伝研修、市場開拓、権益保護、紛争の処理等の面でサービスを提供しなければならない。

国は、法に基づいて業界協会商会の費用徴収、比較評定、認証等行為を厳格に規範化する。

第 30 条 国は、社会信用体系の建設を強化し、引き続き行政の信用、ビジネスの信用、社会の信用と司法の信用の建設を推進し、全社会の信用意識と信用レベルを引き上げ、信用情報の安全を維持・保護し、営業上の秘密と個人のプライバシーを厳格に保護する。

第 31 条 地方の各級の人民政府及びその関係機関は、市場の主体が法に基づいて作成した政策上の誓約及び法に基づいて締結した各種契約を履行しなければならない。国家の利益、社会公共の利益のため、政策上の誓約や契約の約定を変更する必要がある場合、法定の権限及びプロセスに基づいて進行し、なお且つ法に基づいて市場の主体が、これによって受けた損失を補償しなければならない。

第三十二条 国家机关、事业单位不得违约拖欠市场主体的货物、工程、服务等账款，大型企业不得利用优势地位拖欠中小企业账款。

县级以上人民政府及其有关部门应当加大对国家机关、事业单位拖欠市场主体账款的清理力度，并通过加强预算管理、严格责任追究等措施，建立防范和治理国家机关、事业单位拖欠市场主体账款的长效机制。

第三十三条 政府有关部门应当优化市场主体注销办理流程，精简申请材料、压缩办理时间、降低注销成本。对设立后未开展生产经营活动或者无债权债务的市场主体，可以按照简易程序办理注销。对有债权债务的市场主体，在债权债务依法解决后及时办理注销。

县级以上地方人民政府应当根据需建立企业破产工作协调机制，协调解决企业破产过程中涉及的有关问题。

第四章 政务服务

第三十四条 政府及其有关部门应当进一步增强服务意识，切实转变工作作风，为市场主体提供规范、便利、高效的政务服务。

第三十五条 政府及其有关部门应当推进政务服务标准化，按照减环节、减材料、减时限的要求，编制并向社会公开政务服务事项（包括行政权力事

第 32 条 国家機関・事業単位は、市場の主体の貨物、工事、サービス等の代金の支払いを滞らせる違約をしてはならず、大手企業は、有利な地位を利用して中小企業の代金の支払いを滞らせてはならない。

県級以上の人民政府及びその関係機関は、国家機関・事業単位が市場の主体の代金未払い整理について重視し、予算管理を強化し、厳格に責任を追及する等の措置を通じて、国家機関・事業単位が市場の主体の代金をとどこおらせることを予防する長期的なメカニズムを確立しなければならない。

第 33 条 政府の関係機関は、市場の主体の登録抹消手続の流れを最適化し、申請書類を簡素化し、手続時間を短縮して、登録抹消コストを引き下げなければならない。設立後に生産経営活動を行っていないか、債権債務のない市場の主体は、簡易プロセスにより登録抹消手続を行うことができる。債権債務のある市場の主体は、債権債務を法に基づいて解決した後、適時登録抹消手続を行う。

県級以上の地方人民政府は、必要に応じて企業破産作業協調メカニズムを確立し、企業破産の過程にかかる問題を協調して解決しなければならない。

第四章 行政サービス

第 34 条 政府及びその関係機関は、更にサービス意識を高め、切実に作業の仕方を改善し、市場の主体のために制度化された、簡便で、効率のよい行政サービスを提供しなければならない。

第 35 条 政府及びその関係機関は、行政サービスの基準化を推進し、手続を減らし、書類を減らし、期限的な要求を減らし、行政サービス事項（行政

項和公共服务事項，下同）標準化工作流程和辦事指南，細化量化政務服務標準，壓縮自由裁量權，推進同一事項實行無差別受理、同標準辦理。沒有法律、法規、規章依據，不得增設政務服務事項的辦理條件和環節。

第三十六條 政府及其有關部門辦理政務服務事項，應當根據實際情況，推行當場辦結、一次辦結、限時辦結等制度，實現集中辦理、就近辦理、網上辦理、異地可辦。需要市場主體補正有關材料、手續的，應當一次性告知需要補正的內容；需要進行現場踏勘、現場核實、技術審查、聽證論證的，應當及時安排、限時辦結。

法律、法規、規章以及國家有關規定對政務服務事項辦理時限有規定的，應當在規定的時限內儘快辦結；沒有規定的，應當按照合理、高效的原則確定辦理時限並按時辦結。各地區可以在國家規定的政務服務事項辦理時限內進一步壓減時間，並應當向社會公開；超過辦理時間的，辦理單位應當公開說明理由。

地方各級人民政府已設立政務服務大廳的，本行政區域內各類政務服務事項一般應當進駐政務服務大廳統一辦理。對政務服務大廳中部門分設的服務窗口，應當創造條件整合為綜合窗口，提供一站式服務。

權的事項と公共サービス事項を含む。以下同。) 標準化作業の流れと手続ガイダンスを作成して社会に向けて公開し、行政サービスの基準を細分化・数量化し、自由裁量権を制限し、同一事項に対する無差別の受理実行を推進し、同一の基準で手続しなければならない。法律、法規、規則に根拠が無い場合、行政サービス事項の手続上の条件や段階を増設してはならない。

第 36 条 政府及びその関係機関の手続行政サービス事項は、実情に基づいて、即日完了・一回での完了・期限を設けて完了する等の制度を推進し集中手続、至近の場所での手続、ウェブ上での手続を実現し、他地域でも手続可能としなければならない。市場の主体が関係する書類を修正したり、手続を補正する必要がある場合、補正が必要な内容を一括で告知しなければならない。実地調査・現場検証・技術審査・ヒアリング・検証を行う必要がある場合、適時手配し、期限を設けて完了しなければならない。

法律、法規、規則及び国の関係規定が行政サービス事項の手続の期限に規定を設けている場合、規定の期限内で速やかに完了しなければならない。規定が設けられていない場合、合理的で、効率が良いという原則に基づいて、手続期間を決定し、期限通りに完了しなければならない。各地域は、国が規定する行政サービス事項の手続期限内で更に時間を短縮することができ、なお且つ社会に向けて公開しなければならない。手続期限を超過した場合、手続を行なう機関は、公開で理由を説明しなければならない。

地方の各級人民政府が既に行政サービス大廳を設立している場合、本行政エリア内の各種行政サービス事項は、一般に進駐行政サービス大廳での統一した手続としなければならない。行政サービス大廳の中の機関のサービス窓口が分かれて設置

されている場合、条件を作り総合窓口に統合し、ワンストップサービスを提供しなければならない。

第三十七条 国家加快建设全国一体化在线政务服务平台（以下称一体化在线平台），推动政务服务事项在全国范围内实现“一网通办”。除法律、法规另有规定或者涉及国家秘密等情形外，政务服务事项应当按照国务院确定的步骤，纳入一体化在线平台办理。

国家依托一体化在线平台，推动政务信息系统整合，优化政务流程，促进政务服务跨地区、跨部门、跨层级数据共享和业务协同。政府及其有关部门应当按照国家有关规定，提供数据共享服务，及时将有关政务服务数据上传至一体化在线平台，加强共享数据使用全过程管理，确保共享数据安全。

国家建立电子证照共享服务系统，实现电子证照跨地区、跨部门共享和全国范围内互信互认。各地区、各部门应当加强电子证照的推广应用。

各地区、各部门应当推动政务服务大厅与政务服务平台全面对接融合。市场主体有权自主选择政务服务办理渠道，行政机关不得限定办理渠道。

第三十八条 政府及其有关部门应当通过政府

第 37 条 国は、全国一体化オンライン行政サービスプラットフォーム（以下「一体化オンラインプラットフォーム」という。）の建設を早め、行政サービス事項の全国範囲での「ネットによる手続」実現を進める。法律、法規に特段の規定があるか、国家機密等の事由を除き、行政サービス事項は、国務院が決定したステップにより、一体化オンラインプラットフォーム手続に組み込まなければならない。

国は、一体化オンラインプラットフォームを頼みとし、行政情報システムを統合し、行政の流れを最適化し、地域を跨ぐ行政サービス促進し、機関を跨ぐ・ランクデータを跨ぐ共有と業務の協力を推進する。政府及びその関係機関は、国の関係規定に基づいて、データ共有サービスを提供し、適時関係する行政サービスのデータを一体化オンラインプラットフォームにアップロードし、共有データ使用の全工程管理を強化し、共有データの安全を確保しなければならない。

国は、電子証明書の共有サービスシステムを制定し、電子証明書の地域を跨ぐ、機関を跨ぐ共有と全国範囲内での相互与信・相互承認を実現する。各地域・各機関は、電子証明書の普及と応用を強化しなければならない。

各地域・各機関は、行政サービス大厅と行政サービスプラットフォームの全面的なドッキングと融合を推進しなければならない。市場の主体には、自主的に行政サービスの手続ルートを選択する権利があり、行政機関は、手続ルートを限定してはならない。

第 38 条 政府及びその関係機関は、オフィシャル

网站、一体化在线平台，集中公布涉及市场主体的法律、法规、规章、行政规范性文件 and 各类政策措施，并通过多种途径和方式加强宣传解读。

第三十九条 国家严格控制新设行政许可。新设行政许可应当按照行政许可法和国务院的规定严格设定标准，并进行合法性、必要性和合理性审查论证。对通过事中事后监管或者市场机制能够解决以及行政许可法和国务院规定不得设立行政许可的事项，一律不得设立行政许可，严禁以备案、登记、注册、目录、规划、年检、年报、监制、认定、认证、审定以及其他任何形式变相设定或者实施行政许可。

法律、行政法规和国务院决定对相关管理事项已作出规定，但未采取行政许可管理方式的，地方不得就该事项设定行政许可。对相关管理事项尚未制定法律、行政法规的，地方可以依法就该事项设定行政许可。

第四十条 国家实行行政许可清单管理制度，适时调整行政许可清单并向社会公布，清单之外不得违法实施行政许可。

国家大力精简已有行政许可。对已取消的行政许可，行政机关不得继续实施或者变相实施，不得转由行业协会商会或者其他组织实施。

サイトや一体化オンラインプラットフォームを通じて、集中的に市場の主体に関わる法律、法規、規則、行政制度の文書と各種政策措置を公布し、なお且つ複数のルートと方法を通じて宣伝と解説を強化しなければならない。

第 39 条 国は、新たに行政許可を設けることを厳格に抑制する。新たに行政許可を設ける場合は、行政許可法と国务院の規定に基づいて厳格に基準を設定し、なお且つ適法性・必要性・合理性について、審査を行い検証しなければならない。実施中と実施後の監督管理を通じ、市場メカニズムで解決が可能か、行政許可法と国务院の規定により設けてはならない行政許可の事項は、一律に行政許可を設けてはならないものとし、届け出、登記、登録、目録、計画、年度検査、年度報告、監修、認定、認証、審査・決定及びその他の如何なる形式でも形を変えて設けたり、行政許可を実施することを厳禁する。

法律、行政法規および国务院の決定が関係する管理事項へ既に規定を設けているものの、行政許可管理方式を採用していない場合、地方は当該事項に行政許可を設けてはならない。関連する管理事項に、まだ法律、行政法規が制定されていない場合、地方は法に基づいて当該事項に行政許可を設けることができる。

第 40 条 国は、行政許可リスト管理制度を執行し、適切な時機に行政許可リストを調整し、なお且つ社会に向けて公布する。リスト以外では、違法に行政許可を実施してはならない。

国は、現有の行政許可を大々的に簡素化する。既に取り消けされた行政許可に対し、行政機関は継続実施したり、形を変えて実施してはならず、業界協会商会か、その他組織を経由して実施してはならない。

对实行行政许可管理的事项，行政机关应当通过整合实施、下放审批层级等多种方式，优化审批服务，提高审批效率，减轻市场主体负担。符合相关条件和要求的，可以按照有关规定采取告知承诺的方式办理。

第四十一条 县级以上地方人民政府应当深化投资审批制度改革，根据项目性质、投资规模等分类规范投资审批程序，精简审批要件，简化技术审查事项，强化项目决策与用地、规划等建设条件落实的协同，实行与相关审批在线并联办理。

第四十二条 设区的市级以上地方人民政府应当按照国家有关规定，优化工程建设项目（不包括特殊工程和交通、水利、能源等领域的重大工程）审批流程，推行并联审批、多图联审、联合竣工验收等方式，简化审批手续，提高审批效能。

在依法设立的开发区、新区和其他有条件的区域，按照国家有关规定推行区域评估，由设区的市级以上地方人民政府组织对一定区域内压覆重要矿产资源、地质灾害危险性等事项进行统一评估，不再对区域内的市场主体单独提出评估要求。区域评估的费用不得由市场主体承担。

第四十三条 作为办理行政审批条件的中介服务事项（以下称法定行政审批中介服务）应当有法

行政許可管理を実行する事項について、行政機関は、実施の統合、審査・認可、ランクの委譲等の複数の方式を通じ、審査・認可サービスを最適化し、審査・認可の効率を引き上げ、市場の主体負担を軽減しなければならない。関連する条件や要求に適合する場合、関係規定に基づいて告知誓約の方式を採用して手続を行うことができる。

第 41 条 県級以上の地方の人民政府は、投資の審査・認可制度改革を進め、プロジェクトの性質・投資の規模等に基づいて、投資の審査・認可プロセス分類・規範化し、審査・認可要件を簡素化し、技術審査事項を簡素化し、プロジェクトの決定と用地、計画等の建設条件の着実な協力を強化し、関連するオンライン並列審査・認可手続を実行しなければならない。

第 42 条 区を設ける市級以上の地方の人民政府は、国の関係規定に基づき、工事建設プロジェクト（特殊な工事や交通・水利・エネルギー等の分野の重大工事を含まない。）審査・認可の流れを最適化し、並列審査・認可を推進し、複数図面の聯合審査、聯合竣工検収等の方式により、審査・認可手続を簡素化し、審査・認可の効率を向上しなければならない。

法に基づいて設立された開発区・ニューエリア・その他の条件付きのエリアでは、国の関係規定によりエリア評価を行い、区を設ける市級以上の地方の人民政府が一定エリア内の重要な鉱産資源をカバーし、地質災害の危険性等の事項について統一評価を行い、エリア内の市場の主体単独で評価要求を提出しないものとする。エリア評価の費用は、市場の主体に負担させてはならない。

第 43 条 行政審査・認可条件の手続としての中介服务事項（以下「法定の行政審査・認可中介

律、法規或者国务院决定依据；没有依据的，不得作为办理行政审批的条件。中介服务机构应当明确办理法定行政审批中介服务的条件、流程、时限、收费标准，并向社会公开。

国家加快推进中介服务机构与行政机关脱钩。行政机关不得为市场主体指定或者变相指定中介服务机构；除法定行政审批中介服务外，不得强制或者变相强制市场主体接受中介服务。行政机关所属事业单位、主管的社会组织及其举办的企业不得开展与本机关所负责行政审批相关的中介服务，法律、行政法规另有规定的除外。

行政机关在行政审批过程中需要委托中介服务机构开展技术性服务的，应当通过竞争性方式选择中介服务机构，并自行承担服务费用，不得转嫁给市场主体承担。

第四十四条 证明事项应当有法律、法规或者国务院决定依据。

设定证明事项，应当坚持确有必要、从严控制的原则。对通过法定证照、法定文书、书面告知承诺、政府部门内部核查和部门间核查、网络核验、合同凭证等能够办理，能够被其他材料涵盖或者替代，以及开具单位无法调查核实的，不得设定证明事项。

政府有关部门应当公布证明事项清单，逐项列

明事项。（以下称“证明事项”。）には、法律、法規または国务院の決定という根拠がなければならない。根拠がない場合、行政審査・認可手続の条件としてはならない。中介サービス機関は、法定の行政審査・認可手続の中介サービスの条件、流れ、期限、費用徴収基準を明確化し、社会に向けて公開しなければならない。

国は、中介サービス機関と行政機関の癒着からの離脱を推進しなければならない。行政機関は、市場の主体に中介サービス機関を指定したり、形を変えて指定してはならない。法定の行政審査・認可中介サービスを除き、市場の主体が中介サービスを接受することを強制したり、形を変えて強制してはならない。行政機関の所属する事業単位、所管の社会团体及びその立ち上げた企業は、法律、行政法規に特段の規定のある場合を除き当該機関の行政審査・認可に関する中介サービスを担当してはならない。

行政機関が行政審査・認可の過程で中介サービス機関に技術的なサービスを依頼する必要がある場合、競争方式を通じて中介サービス機関を選択し、なお且つ自らサービス費用を負担しなければならない。市場の主体へ負担を転嫁させてはならない。

第44条 証明事項には、法律、法規または国务院の決定という根拠がなければならない。

証明事項の設定には、確かに必要性があり、厳格に抑制するという原則を堅持しなければならない。法定の証明書、法定の文書、書面による告知誓約、政府機関の内部監査と機関間の検査、インターネットによる検査、契約証憑等により手続することができ、その他の書類でカバーできるか代替でき、職場の発行した書類では調査を行い確認できない場合、証明事項を設定してはならない。

政府の関係機関は、証明事項リスト、項目ごと

明设定依据、索要单位、开具单位、办理指南等。清单之外，政府部门、公用企事业单位和服务机构不得索要证明。各地区、各部门之间应当加强证明的互认共享，避免重复索要证明。

第四十五条 政府及其有关部门应当按照国家促进跨境贸易便利化的有关要求，依法削减进出口环节审批事项，取消不必要的监管要求，优化简化通关流程，提高通关效率，清理规范口岸收费，降低通关成本，推动口岸和国际贸易领域相关业务统一通过国际贸易“单一窗口”办理。

第四十六条 税务机关应当精简办税资料和流程，简并申报缴税次数，公开涉税事项办理时限，压减办税时间，加大推广使用电子发票的力度，逐步实现全程网上办税，持续优化纳税服务。

第四十七条 不动产登记机构应当按照国家有关规定，加强部门协作，实行不动产登记、交易和缴税一窗受理、并行办理，压缩办理时间，降低办理成本。在国家规定的不动产登记时限内，各地区应当确定并公开具体办理时间。

国家推动建立统一的动产和权利担保登记公示系统，逐步实现市场主体在一个平台上办理动产和权利担保登记。纳入统一登记公示系统的动产和权利范围另行规定。

に設定する根拠、必要とする機関、発行機関、手続のガイダンス等を説明しなければならない。リストのほかに、政府機関・公共事業者・サービス機関は、証明を求めてはならない。各地域・各機関間では、証明の相互承認と共有を強化し、重複して証明を求めることを避けなければならない。

第 45 条 政府及びその関係機関は、国の国境を跨ぐ貿易簡素化の関連する要請を促進し、法に基づいて出入国段階の審査・認可事項を削減し、不必要な監督管理要求を取り消し、通関の流れを最適化・簡素化し、通関の効率を高め、港での費用徴収を整理・制度化し、通関コストを引き下げ、港と国際貿易分野に関する業務を国際貿易「単一窓口」を通じた手続に統一しなければならない。

第 46 条 税務機関は、納税関連資料と流れを簡素化し、納税申告の回数を減らし、納税事項の手続期限を公開し、税務にかかる期間を短縮し、電子領収書の使用を普及させ、徐々に全工程ウェブ納税を実現し、引き続き納税サービスを最適化しなければならない。

第 47 条 不動産登記機関は、国の関係規定により、機関間の協力を強化し、不動産登記、取引と納税の同一窓口での受理を実行し、なお且つ手続を行い、手続時間を短縮し、手続コストを引き下げなければならない。国の規定する不動産登記の期限迄に、各地域は、具体的な手続時間を決定し、公開しなければならない。

国は、統一した動産と権利担保の登記公示システムの設立を推進し、徐々に市場の主体が一つのプラットフォーム上で動産と権利担保の登記手続を行えるようにする。統一登記公示システムに組み込む動産と権利の範囲は別途規定する。

第四十八条 政府及其有关部门应当按照构建亲清新型政商关系的要求，建立畅通有效的政企沟通机制，采取多种方式及时听取市场主体的反映和诉求，了解市场主体生产经营中遇到的困难和问题，并依法帮助其解决。

建立政企沟通机制，应当充分尊重市场主体意愿，增强针对性和有效性，不得干扰市场主体正常生产经营活动，不得增加市场主体负担。

第四十九条 政府及其有关部门应当建立便利、畅通的渠道，受理有关营商环境的投诉和举报。

第五十条 新闻媒体应当及时、准确宣传优化营商环境的措施和成效，为优化营商环境创造良好舆论氛围。

国家鼓励对营商环境进行舆论监督，但禁止捏造虚假信息或者歪曲事实进行不实报道。

第五章 监管执法

第五十一条 政府有关部门应当严格按照法律法规和职责，落实监管责任，明确监管对象和范围、厘清监管事权，依法对市场主体进行监管，实现监管全覆盖。

第五十二条 国家健全公开透明的监管规则和

第 48 条 政府及びその関係機関は、親しみのある新しい型の政府と財界関係を構築するという要求に基づき、風通しが良く有効な政府と企業の意味疎通メカニズムを構築し、複数の方式を採用して適時市場の主体からの反映と訴えを聞き取り、市場の主体が生産経営の中で遭遇した困難や問題を理解し、なお且つ法に基づいてその解決を幫助しなければならない。

政府と企業の意味疎通メカニズムを確立するにおいては、十分に市場の主体の意向を尊重し、対象性と有効性を強化し、市場の主体の正常な生産経営活動に干渉してはならず、市場の主体の負担を増加してはならない。

第 49 条 政府及びその関係機関は、簡便で、風通しが良いルートを制定し、関係する経営環境からの投書や通報を受理しなければならない。

第 50 条 ニュースメディアは、適時、正確に経営環境最適化の措置と成果を宣伝し、経営環境最適化のために良好な世論を醸造しなければならない。

国は、経営環境に対する世論への監督を奨励するが、嘘の情報を捏造したり、事実を歪曲して不実な報道を行うことは禁止する。

第五章 監督管理と取り締まり

第 51 条 政府の関係機関は、厳格に法令と職責に基づいて、監督管理責任を着実に履行し、監督管理の対象と範囲を明確化し、監督管理の責任を明確化し、法に基づいて市場の主体に対する監督管理を行い、監督管理のフルカバーを実現しなければならない。

第 52 条 国は、オープンで透明な監督管理規則と

标准体系。国务院有关部门应当分领域制定全国统一、简明易行的监管规则和标准，并向社会公开。

第五十三条 政府及其有关部门应当按照国家关于加快构建以信用为基础的新型监管机制的要求，创新和完善信用监管，强化信用监管的支撑保障，加强信用监管的组织实施，不断提升信用监管效能。

第五十四条 国家推行“双随机、一公开”监管，除直接涉及公共安全和人民群众生命健康等特殊行业、重点领域外，市场监管领域的行政检查应当通过随机抽取检查对象、随机选派执法检查人员、抽查事项及查处结果及时向社会公开的方式进行。针对同一检查对象的多个检查事项，应当尽可能合并或者纳入跨部门联合抽查范围。

对直接涉及公共安全和人民群众生命健康等特殊行业、重点领域，依法依规实行全覆盖的重点监管，并严格规范重点监管的程序；对通过投诉举报、转办交办、数据监测等发现的问题，应当有针对性地进行检查并依法依规处理。

第五十五条 政府及其有关部门应当按照鼓励创新的原则，对新技术、新产业、新业态、新模式等实行包容审慎监管，针对其性质、特点分类制定

基準体系を整備する。国务院の関係機関は、分野ごとに全国統一で、簡明かつ実行が容易な監督管理規則と基準を制定し、社会に向けて公開しなければならない。

第53条 政府及びその関係機関は、国の信用を基礎とする新型の監督管理メカニズムの建設を早めるという要求に基づき、信用による監督管理を確立し、これを整備し、信用による監督管理の支えの保障を強化し、信用による監督管理の実施を強化し、不断に信用による監督管理機能を向上させなければならない。

第54条 国は、「ダブル・ランダム、一公開」の監督管理を推進し、直接公共の安全や人民大衆の生命健康等に関わる特殊な業界や重点的な分野を除き、市場監督管理分野の行政検査は、ランダムに検査対象を抽出し、ランダムに検査官を選出して派遣し、抜き打ち検査事項及び調査・処分の結果を適時社会に向けて公開する方式を通じて実行しなければならない。同一の検査対象に対する複数の検査事項は、できる限り合併するか、機関を跨ぐ聯合抜き打ち検査の範囲に組み込まなければならない。

直接公共の安全や人民大衆の生命健康等に関わる特殊業界や重点的な分野に対し、法に基づいて規則に基づきフルカバーの重点監督管理を実行し、厳格に重点監督管理のプロセスを規範化する。投書や通報、引き継ぎ、データの監視・測定等を通じて問題を発見した場合、対象を絞って検査を行い、法に基づいて規則に基づき処理しなければならない。

第55条 政府及びその関係機関は、奨励イノベーションの原則に基づき、新たな技術・新たな産業・新たな業態・新たなモデル等に対して包容力のあ

和实行相应的监管规则 and 标准，留足发展空间，同时确保质量和安全，不得简单化予以禁止或者不予监管。

第五十六条 政府及其有关部门应当充分运用互联网、大数据等技术手段，依托国家统一建立的在线监管系统，加强监管信息归集共享和关联整合，推行以远程监管、移动监管、预警防控为特征的非现场监管，提升监管的精准化、智能化水平。

第五十七条 国家建立健全跨部门、跨区域行政执法联动响应和协作机制，实现违法线索互联、监管标准互通、处理结果互认。

国家统筹配置行政执法职能和执法资源，在相关领域推行综合行政执法，整合精简执法队伍，减少执法主体和执法层级，提高基层执法能力。

第五十八条 行政执法机关应当按照国家有关规定，全面落实行政执法公示、行政执法全过程记录和重大行政执法决定法制审核制度，实现行政执法信息及时准确公示、行政执法全过程留痕和可回溯管理、重大行政执法决定法制审核全覆盖。

第五十九条 行政执法中应当推广运用说服教育、劝导示范、行政指导等非强制性手段，依法慎重实施行政强制。采用非强制性手段能够达到行政

る慎重な監督管理を実行し、その性質や特徴に基づいて分類し、相応の監督管理規則と基準を制定し、それを実行し、発展の空間を残し、同時に品質と安全を保障し、簡素化により禁止したり、監督管理を行ってはならない。

第56条 政府及びその関係機関は、十分にインターネット、ビッグデータ等の技術的な手段を運用し、国が統一して制定したオンライン監督管理システムに頼み、監督管理情報の集中的な共有と関連性による統合を強化し、リモート監督管理・移動体による監督管理、警戒と予防を特徴とする非現場監督管理を遂行し、監督管理の精密化、AI化のレベルを引き上げなければならない。

第57条 国は、機関を跨ぎ、エリアを跨ぐ行政取締連動共鳴と協力メカニズムを確立し、違法に関する手がかりの相互連携、監督管理基準のインタラクティブ、処理結果の相互承認を実現する。

国は、行政取締職能と取締の資源を統一手配し、関連する分野において総合行政取締を遂行し、精鋭による取締チームを統合し、取締の主体と取締ランクを引き下げ、基層における取締能力を向上させる。

第58条 行政取締機関は、国の関係規定により、全面的に行政取締を公示し、行政取締全過程の記録と重大な行政取締の決定の法制審査制度を着実化し、行政取締情報の適時正確な公示、行政取締全過程の痕跡とトレース可能な管理、重大な行政取締決定の法制審査のフルカバーを実現しなければならない。

第59条 行政取締においては、説得教育、忠告と模範の提示、行政指導等の非強制手段を普及・運用しなければならない、法に基づいて慎重に行政上

管理目的的，不得实施行政强制；违法行为情节轻微或者社会危害较小的，可以不实施行政强制；确需实施行政强制的，应当尽可能减少对市场主体正常生产经营活动的影响。

开展清理整顿、专项整治等活动，应当严格依法进行，除涉及人民群众生命安全、发生重特重大事故或者举办国家重大活动，并报经有权机关批准外，不得在相关区域采取要求相关行业、领域的市场主体普遍停产、停业的措施。

禁止将罚没收入与行政执法机关利益挂钩。

第六十条 国家健全行政执法自由裁量基准制度，合理确定裁量范围、种类和幅度，规范行政执法自由裁量权的行使。

第六章 法治保障

第六十一条 国家根据优化营商环境需要，依照法定权限和程序及时制定或者修改、废止有关法律、法规、规章、行政规范性文件。

优化营商环境的改革措施涉及调整实施现行法律、行政法规等有关规定的，依照法定程序经有权机关授权后，可以先行先试。

第六十二条 制定与市场主体生产经营活动密

の強制を実施しなければならない。非強制手段を採用しても、行政管理の目的を達成できる場合、行政上の強制を実施してはならない。違法行為の情状が軽微か、社会に対する危険性が低い場合、行政上の強制を実施しなくてもよい。確かに行政上の強制を実施する必要がある場合、市場の主体の正常な生産経営活動に対しての影響をできる限り縮小しなければならない。

整理整頓、特定項目に対する懲罰等の活動を展開する場合、法に基づいて厳格に行なわなければならない。人民大衆の生命の安全に関係し、重大・特大な事故が起きたか、国の重大な活動を挙げるか、権限を持つ機関が認可した場合を除き、関連するエリアにおいて関連する業界、分野の市場の主体へ普遍的に生産の停止や操業停止等を求める措置を採用してはならない。

処分・没収と行政取締機関の利益の関連付けを禁止する。

第 60 条 国は、行政取締の自由裁量基準制度を整備し、合理的に裁量の範囲、種類と幅を決定し、行政取締の自由裁量権の行使を制度化する。

第六章 法治の保障

第 61 条 国は、経営環境の最適化の必要性に基づき、法定の権限とプロセスに基づいて関連する法律、法規、規則、行政制度の文書を適時制定するか、改訂するか、廃止する。

経営環境の最適化の改革措置が現行の法律、行政法規等の関係規定の調整や実施に係る場合、法定のプロセスに基づき権限を持つ機関から権限を委譲された後、先行して試行することができる。

第 62 条 市場の主体の生産経営活動と密接に関

切相关的行政法规、规章、行政规范性文件，应当按照国务院的规定，充分听取市场主体、行业协会商会的意见。

除依法需要保密外，制定与市场主体生产经营活动密切相关的行政法规、规章、行政规范性文件，应当通过报纸、网络等向社会公开征求意见，并建立健全意见采纳情况反馈机制。向社会公开征求意见的期限一般不少于 30 日。

第六十三条 制定与市场主体生产经营活动密切相关的行政法规、规章、行政规范性文件，应当按照国务院的规定进行公平竞争审查。

制定涉及市场主体权利义务的行政规范性文件，应当按照国务院的规定进行合法性审核。

市场主体认为地方性法规同行政法规相抵触，或者认为规章同法律、行政法规相抵触的，可以向国务院书面提出审查建议，由有关机关按照规定程序处理。

第六十四条 没有法律、法规或者国务院决定和命令依据的，行政规范性文件不得减损市场主体合法权益或者增加其义务，不得设置市场准入和退出条件，不得干预市场主体正常生产经营活动。

涉及市场主体权利义务的行政规范性文件应当按照法定要求和程序予以公布，未经公布的不得作为行政管理依据。

係する行政法規、規則、行政制度の文書を制定する場合、国务院の規定に基づき、十分に市場の主体や業界協会商会から意見をヒアリングしなければならない。

法に基づいて秘密を保持する必要がある場合を除き、市場の主体の生産経営活動と密接に関係する行政法規、規則、行政制度の文書を制定する場合は、新聞やインターネット等を通じて社会に向けてパブリックコメントを求めなければならない、整備された意見の採用状況の反映メカニズムを確立しなければならない。社会に向けてパブリックコメントを求める期間は、一般に少なくとも 30 日間とする。

第 63 条 市場の主体の生産経営活動と密接に関係する行政法規、規則、行政制度の文書を制定する場合、国务院の規定に基づいて公平竞争審査を行わなければならない。

市場の主体の権利と義務に関わる行政制度の文書を制定する場合、国务院の規定に基づいて適法性の審査を行わなければならない。

市場の主体が地方の法規が行政法規に抵触すると認識するか、規則が法律、行政法規に抵触すると認識する場合、国务院に書面で審査の建議を提出することができ、関係機関が規定のプロセスで処理する。

第 64 条 法律、法規の規定や国务院の決定および命令という根拠なく、行政制度の文書は、市場の主体の適法な權益を減損させたり、義務を増加させてはならず、市場参入と撤退の条件を設置してはならず、市場の主体の正常な生産経営活動に干渉してはならない。

市場の主体の権利と義務に関連する行政制度の文書は、法定の要求とプロセスに基づいて公布しなければならない、公布せずに行政管理の根拠とし

第六十五条 制定与市场主体生产经营活动密切相关的行政法规、规章、行政规范性文件，应当结合实际，确定是否为市场主体留出必要的适应调整期。

政府及其有关部门应当统筹协调、合理把握规章、行政规范性文件等的出台节奏，全面评估政策效果，避免因政策叠加或者相互不协调对市场主体正常生产经营活动造成不利影响。

第六十六条 国家完善调解、仲裁、行政裁决、行政复议、诉讼等有机衔接、相互协调的多元化纠纷解决机制，为市场主体提供高效、便捷的纠纷解决途径。

第六十七条 国家加强法治宣传教育，落实国家机关普法责任制，提高国家工作人员依法履职能力，引导市场主体合法经营、依法维护自身合法权益，不断增强全社会的法治意识，为营造法治化营商环境提供基础性支撑。

第六十八条 政府及其有关部门应当整合律师、公证、司法鉴定、调解、仲裁等公共法律服务资源，加快推进公共法律服务体系建设，全面提升公共法律服务能力和水平，为优化营商环境提供全方位法律服务。

第六十九条 政府和有关部门及其工作人员有

てはならない。

第 65 条 市場の主体の生産経営活動と密接に係る行政法規、規則、行政制度の文書を制定する場合、実情をふまえ、市場の主体に必要で適切な調整期間を設けるかどうかを決定しなければならない。

政府及びその関係機関は、協調し、合理的に規則を把握して、行政制度の文書等の発表のタイミングを統一的に手配し、政策の効果を全面的に評価し、政策の重複を避け、相互の不協調が市場の主体の正常な生産経営活動に悪影響をもたらしてはならない。

第 66 条 国は、調停・仲裁・行政裁決・行政再議、訴訟等が有機的に連携した、相互に協調した多角的な紛争解決メカニズムを完備し、市場の主体のために効率が良く、簡便な紛争解決のルートを提供する。

第 67 条 国は、法治宣传教育を強化し、国家機関による法律普及責任制を着実なものとし、国家職員の法に基づく職務履行能力を引き上げ、市場の主体の適法な経営をリードし、法に基づいて自らの適法な權益を維持・保護し、全社会的法治意識を絶えず強化し、法治化された経営環境を運営・創造するために基本的なサポートを提供する。

第 68 条 政府及びその関係機関は、弁護士、公証、司法鑑定、調停、仲裁等公共リーガルサービスの資源を統合し、公共法律服务体系の建設を早め、全面的に公共リーガルサービス能力とレベルを引き上げ、経営環境の最適化のために全方位のリーガルサービスを提供しなければならない。

第 69 条 政府と関係機関及びその職員に下記に

下列情形之一的，依法依规追究责任：

（一）违法干预应当由市场主体自主决策的事项；

（二）制定或者实施政策措施不依法平等对待各类市场主体；

（三）违反法定权限、条件、程序对市场主体的财产和企业经营者个人财产实施查封、冻结和扣押等行政强制措施；

（四）在法律、法规规定之外要求市场主体提供财力、物力或者人力；

（五）没有法律、法规依据，强制或者变相强制市场主体参加评比、达标、表彰、培训、考核、考试以及类似活动，或者借前述活动向市场主体收费或者变相收费；

（六）违法设立或者在目录清单之外执行政府性基金、涉企行政事业性收费、涉企保证金；

（七）不履行向市场主体依法作出的政策承诺以及依法订立的各类合同，或者违约拖欠市场主体的货物、工程、服务等账款；

（八）变相设定或者实施行政许可，继续实施或者变相实施已取消的行政许可，或者转由行业协会商会或者其他组织实施已取消的行政许可；

（九）为市场主体指定或者变相指定中介服务机构，或者违法强制市场主体接受中介服务；

（十）制定与市场主体生产经营活动密切相关

揭げる事由が存在する場合、法に基づき、規則に基づいて責任を追及する。

（1）市場の主体が自主的に決定すべき事項への違法な干渉。

（2）制定または実施されている政策措置を法に基づいて平等に各種市場の主体へ対応しないこと。

（3）法定の権限・条件・プロセスに違反し、市場の主体の財産と企業の経営者の個人的な財産に対して封鎖・凍結・差し押さえ等の行政強制措置を実施すること。

（4）法律、法規規定以外で市場の主体へ財力・物力・人力の提供を求めること。

（5）法律、法規の根拠なく、市場の主体が比較評定、水準達成、表彰、研修、考査、試験及び類似の活動に参加することを強制または形を変えて強制するか、前に述べた活動を借りて、市場の主体から費用を徴収するか、形を変えて費用を徴収すること。

（6）目録リスト以外の政府性基金、企業に関連した行政事業の費用、企業に関連した保証金を執行するか違法に設立すること。

（7）市場の主体に対して法に基づいて作成した政策上の誓約や法に基づいて締結した各種契約を履行しないか、または市場の主体の貨物・工事・サービス等の支払いに違約し支払いを滞らせること。

（8）行政許可を形を変えて設定するか実施し、すでに取り消された行政許可を継続して実施するか形を変えて実施するか、業界協会商会またはその他の組織を経由して取り消された行政許可を実施すること。

（9）市場の主体に中介サービス機関を指定するか形を変えて指定するか、市場の主体が中介サービスを接受するよう違法に強制すること。

（10）市場の主体の生産経営活動と密接に関係

的行政法规、规章、行政规范性文件时，不按照规定听取市场主体、行业协会商会的意见；

（十一）其他不履行优化营商环境职责或者损害营商环境的情形。

第七十条 公用企事业单位有下列情形之一的，由有关部门责令改正，依法追究法律责任：

（一）不向社会公开服务标准、资费标准、办理时限等信息；

（二）强迫市场主体接受不合理的服务条件；

（三）向市场主体收取不合理费用。

第七十一条 行业协会商会、中介服务机构有下列情形之一的，由有关部门责令改正，依法追究法律责任：

（一）违法开展收费、评比、认证等行为；

（二）违法干预市场主体加入或者退出行业协会商会等社会组织；

（三）没有法律、法规依据，强制或者变相强制市场主体参加评比、达标、表彰、培训、考核、考试以及类似活动，或者借前述活动向市场主体收费或者变相收费；

（四）不向社会公开办理法定行政审批中介服务条件、流程、时限、收费标准；

（五）违法强制或者变相强制市场主体接受中介服务。

第七章 附 则

する行政法規・規則・行政制度的文書を制定する際、規定に基づいて市場の主体、業界協会商会から意見を聞かないこと。

（11）その他、経営環境の最適化の職責を履行しないか、経営環境を損ねる事由。

第 70 条 公共事業者に下記に掲げる事由が存在する場合、関係機関が改善を命じ、法に基づいて法的責任を追及する。

（1）社会に向けてサービスの基準、費用基準、手続の期限等の情報を公開しない場合。

（2）市場の主体に不合理なサービス条件を接受するよう脅迫した場合。

（3）市場の主体から不合理な費用を徴収した場合。

第 71 条 業界協会商会、中介サービス機関に下記に掲げる事由が存在する場合、関係機関が改善を命じ、法に基づいて法的責任を追及する。

（1）違法に費用の徴収、比較評定、認証等を行う行為。

（2）違法に市場の主体の加入に干渉するか、業界協会商会等の社会团体から撤退させる行為。

（3）法律、法規の根拠なく、強制または形を変えて市場の主体に比較評定、水準達成、表彰、研修、考査、試験及び類似の活動に強制参加させるか、前に述べた活動を借りて市場の主体から費用を徴収するか、形を変えて費用を徴収する行為。

（4）法定の行政審査・認可中介サービスを行う条件、流れ、期限、費用徴収基準を社会に向けて公開しない行為。

（5）市場の主体が中介サービスを接受するよう違法強制するか、形を変えて強制する行為。

第七章 附 則

第七十二条 本条例自2020年1月1日起施行。**第72条** 本条例は、2020年1月1日から施行する。